

## 豊北福祉会女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

### 2 内 容

「目標1」 結婚・出産・育児・介護等の理由で仕事を退職した女性を支援する多様な働き方に資する制度の導入など、仕事と家庭の両立を支援します。

〈対 策〉 令和3年4月～

- ・時間を有効に活用できるように柔軟な働き方の制度導入を目指します。
- ・意見交換を通じて職場の実情を捉え、ライフステージに応じた支援制度の更なる拡大を検討する。

「目標2」 職員一人当たりの有給休暇取得日数を年間平均10日以上とする。

〈対 策〉 令和3年4月～

- ・職員の毎月の有給休暇取得率を四半期ごとに精査し、職員に有給休暇取得を促す。
- ・事業所ごとの有給消化率を戦略会議等で周知し、法人全体で共有する。
- ・有給休暇取得の状況を把握し、各事業所での取り組みを振り返る。